

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
経済学研究科	経済学専攻	租税論・租税法研究	不可

下記の条文及び判例を参考に以下の設問に答えなさい。

- (1) 競馬の当たり馬券の払戻金に係る所得について、所得税法上の10種類の所得のうち、どの所得に分類されるか、馬券の購入方法及び年間の収支（当たり馬券の払戻金の合計額と外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金との差額）の差異に言及して説明しなさい。
- (2) 当たり馬券の払戻金に係る所得金額の計算に当たり、外れ馬券の購入代金は控除できるか否か馬券の購入方法及び年間の収支の差異に言及して説明しなさい。

○所得税法（抜粋）

（一時所得）

第三十四条 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

2 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

3 （略）

（雑所得）

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3～4 （略）

（必要経費）

第三十七条 その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

2 （略）

○競馬法（抜粋）

（払戻金）

第八条 日本中央競馬会は、勝馬投票法の種類ごとに、勝馬投票的中者に対し、その競走についての勝馬投票券の売得金（勝馬投票券の発売金額から第十二条の規定により返還すべき金額を控除したものを以下同じ。）の額に百分の七十以上農林水産大臣が定める率以下の範囲内で日本中央競馬会が定める率を乗じて得た額に相当する金額（重勝式勝馬投票法において次条第一項又は第三項の加算金がある場合にあっては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。）を、当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分して払戻金として交付する。

2～4 （略）

○最高裁判所平成29年12月15日判決

(1) 所得税法上、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得で、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ（三四条一項、三五条一項）、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁判平成二六年（あ）第九四八号同二七年三月一〇日第三小法廷判決・刑集六九卷二号四三四頁参照）。

これを本件についてみると、被告人は、予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って馬券を購入することとし、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入することを目標として、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら、六年間にわたり、一節当たり数百万円から数千万円、一年当たり合計三億円から二億円程度となる多数の馬券を購入し続けたというのである。このような被告人の馬券購入の期間、回数、頻度その他の態様に照らせば、被告人の上記の一連の行為は、継続的行為といえるものである。

そして、被告人は、上記六年間のいずれの年についても年間を通じての収支で利益を得ていた上、その金額も、少ない年で約一八〇〇万円、多い年では約二億円に及んでいたというのであるから、上記のような馬券購入の態様に加え、このような利益発生の規

模、期間その他の状況等に鑑みると、被告人は回収率が総体として一〇〇%を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたといえるのであって、そのような被告人の上記の一連の行為は、客観的にみて営利を目的とするものであったといえることができる。

以上によれば、本件所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として、所得税法三五条一項にいう雑所得に当たると解するのが相当である。

(2) 所得税法は、雑所得に係る総収入金額から控除される必要経費について、雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額等とする旨を定めているところ(三五条二項二号、三七条一項)、本件においては、上記(1)のとおり、被告人は、偶然性の影響を減殺するために長期間にわたって多数の馬券を頻繁に購入することにより、年間を通じての収支で利益が得られるように継続的に馬券を購入しており、そのような一連の馬券の購入により利益を得るためには、外れ馬券の購入は不可避であったといわざるを得ない。したがって、本件における外れ馬券の購入代金は、雑所得である当たり馬券の払戻金を得るため直接に要した費用として、同法三七条一項にいう必要経費に当たると解するのが相当である。

令和8年度 国士舘大学大学院入学試験

出題の意図と採点のポイント

研究科名	経済学研究科 経済学専攻
試験期別	Ⅱ期
試験区分	一般選考
試験科目名	租税論・租税法研究

■出題の意図

競馬の払戻金の所得区分及び外れ馬券の購入代金の所得計算における控除の可否について問うもので、条文の正しい解釈及び判例の理解が求められる。

■採点のポイント

1 設問（1）

- ① 条文の解釈として一時所得と雑所得とを区分する基準（営利目的及び行為の継続性の有無）が示されているか。
- ② 営利目的が肯定されるための馬券の購入方法及び年間の収支状況が示されているか。
- ③ 行為の継続性が肯定されるための馬券の購入方法が示されているか。
- ④ 以上を踏まえ、一時所得及び雑所得に該当する場合を正しく示されているか。

2 設問（2）

- ① 雑所得に該当する場合、外れ馬券の購入は当たり馬券の払戻金を得るため不可避であるか否かが示されているか。
- ② 一時所得に該当する場合、外れ馬券の購入は当たり馬券の払戻金を得るため不可避であるか否かが示されているか。